

騒音規制法に基づく規制地域指定及び騒音規制基準

別表 1

小林市 市民生活部 生活環境課

都市計画法に基づく用途地域	特定工場等において発生する騒音の規制地域	特定建設作業において発生する騒音の規制地域
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	第1種	第1号
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	第2種	
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第3種	
工業地域	第4種	
その他の地域	地域の実態、周辺の規制区分に対応	

別表 2

区分	昼間 (午前8時から午後7時まで)	朝 (午前6時から午前8時まで) 夕 (午後7時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から午前6時まで)
第1種地域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種地域	70デシベル	65デシベル	55デシベル

(1) 規制基準は、工場・事業場の敷地の境界線における値とする。

(2) 第1種地域外に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートル以内の区域における規制基準は、それぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

騒音規制法による特定施設の一覧

騒音規制法 別表第一

小林市 市民生活部 生活環境課

1 金属加工機械	
イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5Kw以上に限る。
ロ 製管機械	
ハ ベンディングマシン	ロール式であって、原動機の定格出力が3.75Kw以上に限る。
ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294Kn以上に限る。
ヘ せん断機	原動機の定格出力が3.75Kw以上に限る。
ト 鍛造機	
チ ワイヤフォーミングマシン	
リ ブラスト	タンブラスト以外であって、密閉式を除く。
ヌ タンブラー	
ル 切断機	砥石を用いるものに限る。
2 空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5Kw以上に限る。
3 土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5Kw以上に限る。
4 織機	原動機を用いるものに限る。
5 建設用資材製造機械	
イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上に限る。
ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200Kg以上に限る。
6 穀物用製粉機	ロール式であって、原動機の定格出力が7.5Kw以上に限る。
7 木材加工機械	
イ ドラムバーガー	
ロ チッパー	原動機の定格出力が2.25Kw以上に限る。
ハ 碎木機	
ニ 帯のこ盤	製材用では原動機の定格出力が15Kw以上、木工用では原動機の定格出力が2.25Kw以上に限る。
ホ 丸のこ盤	製材用は原動機の定格出力が15Kw以上のもの、木工用は原動機の定格出力が2.25Kw以上に限る。
ヘ かな盤	原動機の定格出力が2.25Kw以上に限る。
8 抄紙機	
9 印刷機械	原動機を用いるものに限る。
10 合成樹脂用射出成形機	
11 鋳造型機	ジョルト式のものに限る。

騒音規制法による特定建設作業

小林市 市民生活部 生活環境課

1 くい打機	もんけんを除く。
くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	圧入式くい打くい抜機を除く。 くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2 びょう打機を使用する作業	
3 さく岩機使用する作業	一日の最大移動距離が50mを越えない作業に限る。
4 空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15Kw以上に限る。 さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5 コンクリートプラントを使用する作業	混練機の混練容量が0.45m ³ 以上に限る。 モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
アスファルトプラントを使用する作業	混練機の混練容量が200Kg以上に限る。 モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
6 バックホウを使用する作業	一定の限度の騒音を発生しないとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80Kw以上に限る。
7 トラクターショベルを使用する作業	一定の限度の騒音を発生しないとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70Kw以上に限る。
8 ブルドーザーを使用する作業	一定の限度の騒音を発生しないとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40Kw以上に限る。

振動規制法に基づく規制地域指定及び振動規制基準

別表 1

小林市 市民生活部 生活環境課

都市計画法に基づく用途地域	特定工場等において発生する振動の規制地域	特定建設作業において発生する振動の規制地域
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	第1種	第1号
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	第2種	
その他の地域	地域の実態、周辺の規制区分に対応	
<p>(1) 第1種地域外に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80m以内の区域は、第1種地域とする。</p>		

別表 2

区分		昼間 (午前8時から午後7時まで)	夜間 (午後7時から午前8時まで)
特定工場等	第1種地域	60デシベル	55デシベル
	第2種地域	65デシベル	60デシベル
特定建設作業	第1号地域	75デシベル	
	第2号地域	(特定建設作業場所の敷地境界)	

振動規制法による特定施設の一覧

振動規制法 別表第一

小林市 市民生活部 生活環境課

1 金属加工機械	
イ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
ロ 機械プレス	
ハ せん断機	原動機の定格出力が1Kw以上に限る。
ニ 鍛造機	矯正プレスを除く。
ホ ワイヤードーミングマシン	原動機の定格出力が37.5Kw以上に限る。
2 圧縮機	原動機の定格出力が7.5Kw以上に限る。
3 土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5Kw以上に限る。
4 織機	原動機を用いるものに限る。
5 コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95Kw以上に限る。
コンクリート管製造機械及びコン クリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10Kw以上に限る。
6 木材加工機械	
イ ドラムバーガー	
ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2Kw以上限る。
7 印刷機械	原動機の定格出力が2.2Kw以上に限る
8 ゴム練用又は合成樹脂練用の ロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30Kw以上に限る。
9 合成樹脂用射出成形機	
10 鋳造型機	ジョルト式のものに限る。

振動規制法による特定作業

小林市 市民生活部 生活環境課

1 くい打機	もんけん及び圧入式くい打機を除く。
イ くい抜機を使用する作業	油圧式くい抜機を除く。
ロ くい打くい抜機を使用する 作業	圧入式くい打くい抜機を除く。
2 鋼球を使用して建築物その他 の工作物を破壊する作業	
3 舗装版破碎機を使用する作業	一日の最大移動距離が50mを越えない作業に限る。
4 ブレーカー(手持ち式を除く)を 使用する作業	一日の最大移動距離が50mを越えない作業に限る。